

2.7 マルタ

2.7.1 概要

人口は約 51 万人（2019 年）、面積は 316 平方キロメートルで淡路島の約半分である⁵⁹。

マルタ島は平坦な地形で、最高点は 240m 程度である。南東部が高く、西へ向かってゆるく傾斜している。東部の海岸線は複雑に入り組んでおり、首都バレッタ地域にあるグランド・ハーバーとマルサムセット・ハーバーは、「マルタ」という国名の由来である「避難所」にふさわしい天然の良港となっている⁶⁰。主要農産物は、じゃがいも、トマト、果物（特に柑橘類とオリーブなどの核果類）である⁶¹。



1 経営体当たりの平均経営面積は 1.2ha（2016 年）である⁶²。国内総生産に占める農林水産業の比率は 0.9%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	マルタ		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	145	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	1	0.9	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からマルタへの輸出額が約 7,000 US ドルであるのに対し、マルタから日本への輸入額は約 1 億 3,400 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料であり、マルタからの輸入上位品目は魚（フィレ）、魚（冷凍）、砂糖以外の糖類である。

⁵⁹ 外務省「マルタ共和国（Republic of Malta）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malta/data.html>

⁶⁰ 「世界各国データファイル マルタ」『地理』49(7) (通号 587) 2004-07, p.122-123

⁶¹ Britannica「Malta」 <https://www.britannica.com/place/Malta>

⁶² EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Malta」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-mt_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→マルタ)	輸入 (マルタ→日本)	日本の収支
総額	129	220	▲91
農林水産物	0.007	134	▲134
農林水産物のシェア	0.005	61.1	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→マルタ（単位：万 US ドル%） 輸入：マルタ→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	0.7	100.0	魚（フィレ）	12,899.0	96.2
-			魚（冷凍）	511.1	3.8
-			砂糖以外の糖類	1.5	0.0
-			魚（生鮮・冷蔵）	0.9	0.0
-			播種用の種等	0.5	0.0
総額	0.7	100.0	総額	13,413.4	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、マルタ語で Denominazzjoni ta' Origini Kontrollata（DOK）、地理的表示保護（PGI）は Indikazzjoni Ġeografika Tipika（IGT）と呼ぶ。2020 年 12 月現在、GI を取得している農産品・食品はない。

2.7.2 GI 監視スキーム

マルタでは競争消費者行政庁（MCCAA）の市場監視総局技術規制部門が GI に関する政策を所掌し、GI 監視当局を担当する。EU Food Fraud Network の担当窓口も同部門である。⁶³

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
競争消費者行政庁 (Malta Competition and Consumer Affairs Authority : MCCAA) 市場監視総局技術規制部門 (Market Surveillance Directorate, Technical Regulations Division)	Mizzi House, National Road, Blata 1-Bajda, Hamrun	Tel. +35623952000 Email: Michael.b.cassar@mccaa.org.mt Website: https://www.mccaa.org.mt

欧州委員会ウェブサイト（2021 年 1 月現在）⁶⁴

⁶³ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

⁶⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

2.7.3 GI 侵害の事例

マルタでは、GI 侵害に関連する事例は見当たらなかった。なお、シチリア島から輸入した蜂蜜を「マルタの蜂蜜」というラベルの付いた瓶に入れて販売したことで、被告人に禁固 4 か月の判決が下された事例がある。この事例では、刑法第 298 条(1)(c)の「故意に、商品の性質について購入者を欺くために計算された表示を付した標章、装置、看板、エンブレムを使用したり、かかる標章、装置、エンブレムを付した商品を販売したりする者。」が援用されている。

2.7.4 対抗手段

マルタ当局は、EU 規則にそって GI 侵害に対応する責任を負うものの、具体的な執行手段については国内法の定めがない⁶⁵。マルタの知的財産施行法⁶⁶は、特許、商標、特許、意匠、著作権等を規定するが、GI には言及されていない。

現状、マルタから EU の GI 制度への登録品がなく、GI 違反に関する権利者の対抗手段や救済措置は用意されていない。しかし、不正競争や一般不法行為に基づく民法上の民事手続きにより、損害賠償や罰則を請求することは可能である。

刑事手続きにおいても GI 侵害に向けた規定はないが、食品安全法において食品の原産地、産地、製造方法、または生産に関する誤解を招くような主張は処罰対象とされている。マルタの保健当局である食品安全委員会（Food Safety Commission）により、誤解を招く主張に該当すると判断された場合には、食品安全委員会から行政警察に提出された報告書をもとに刑事訴追される場合がありうる。

加えて、消費者法において原産地に虚偽の表示をする等、誤解を招くとみなされる商行為や不公正な商行為が禁止されており、MCCAA に調査権限が与えられている。MCCAA は、違反を発見した場合、民事事件として司法手続きを開始することができるほか、刑事訴訟手続きの開始に向けて、行政警察に販売者を通報することもできる。

～GIを守るために～

GI 規制当局

マルタにおける GI の規制当局は、競争消費者行政庁（Malta Competition and Consumer Affairs Authority: MCCAA）

保護の仕組み

マルタでは、GI 侵害に対する具体的な行政措置は規定されていないため、非公式に是正をを求める必要がある。民事手続きにより損害賠償や罰則の請求は可能である。

⁶⁵ 現地法律事務所の回答より。

⁶⁶ Enforcement of Intellectual Property Rights (Regulation) Act, Chapter 488 of the Laws of Malta (EIPRA).

2.7.5 関連法令

マルタには GI の根拠法令となる国内法はなく、EU の法制度が直接適用される。その他、マルタの GI 関連法令は以下の通りである。

行政の取り締まりを規定する法律

- The Product Safety Act, Chapter 427 of the Laws of Malta（製品安全法）：
Malta Standards Authority が当局として規定されているが、同組織は、2011 年 5 月 23 日、Consumer and Competition Department and Malta National Laboratory と合併し、MCCAA へと改組している。
- The Consumer Affairs Act, Chapter 378 of the Laws of Malta（消費者法）

民事手続きを規定する法律

- Civil Code, Chapter 16 of the Laws of Malta（民法）
- Maltese Commercial Code, Chapter 13 of the Laws of Malta（商法）
- Consumer Affairs Act, Chapter 378 of the Laws of Malta（不正競争法）

刑事手続きを規定する法律

- The Food Safety Act, Chapter 449 of the Laws of Malta（食品安全法）

2.7.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。